

# 新しい秘匿制度の概要

## 住所等及び氏名等の秘匿決定

### 要件（改正法133条1項）

申立人等の住所等及び氏名等が当事者に知られることによって申立人等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき

- ・住所等：住所、居所、その他その通常所在する場所
- ・氏名等：氏名その他当該者を特定するに足りる事項

### 手続（改正法133条1項、2項）

住所等・氏名等その他最高裁規則で定める事項を記載した秘匿事項届出書面を提出して、裁判所に対し秘匿決定の申立てを行う。

### 効果（改正法133条の2第1項、133条5項）

- ① 秘匿対象者以外の者に対し、秘匿事項届出書面の閲覧等制限（改正法133条の2第1項）
- ② 秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。（改正法133条5項）  
⇒ 当該事件及び関連手続（ex. 反訴、執行、保全）では、代替事項を記載すれば、住所又は氏名を記載したものとみなされる。

## 秘匿事項・推知事項記載部分の閲覧等制限決定 （改正法133条の2第2項）

事件記録中、秘匿事項やその推知事項の記載がある部分について、申立てにより、閲覧等の制限が可能

## 送達場所の調査嘱託があった場合の職権による閲覧等制限決定 （改正法133条の3）

送達を実施するために、被告等の住所等について調査嘱託を実施した場合には、当該調査結果が閲覧されることにより、当事者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであるときは、職権でその調査結果及びそれに基づく送達関係書類の閲覧等を制限することが可能

## 秘匿決定の取消し等（改正法133条の4）

- ① 要件欠缺 ⇒ 秘匿決定等の取消し
- ② 攻撃防御に実質的不利益を生ずるおそれ ⇒ 閲覧等の請求の許可